

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号      -      )

|   |   |  |
|---|---|--|
| 処 分 名   | 特例承継計画の報告の確認                                      |  |
| 根拠法令および条項   | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 20 条第 1 項または第 2 項    |  |
| 所管部課グループ名   | 創業・経営課経営支援グループ（電話 0776-20-0367（内線 2716））          |  |
| 審<br><br>査<br><br>基<br><br>準                      | 項 目   | 内 容  |
|   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 20 条第 1 項または第 2 項の規定に合致していること。</li> <li>・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 20 条第 3 項に基づく報告書および書類の提出があること。</li> </ul> <p>（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 20 条第 4 項から第 7 項までの規定により読み替えて適用する場合および第 8 項から第 13 項までの規定により準用する場合を含む。）</p> |
|   | 設定年月日    平成 30 年 4 月 1 日設定（平成    年    月    日最終変更） |  |
| 標準処理期間  |   | 1    月   |
| 設定年月日    平成 30 年 4 月 1 日設定（平成    年    月    日最終変更） |   |  |